

# インフルエンザを予防しよう！

インフルエンザは、のどの痛み、せき、鼻水などの症状に加え、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身症状が現れます。

感染力が強く咳・くしゃみなどから感染し、一旦流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が拡大するため予防が重要です。



## 【感染の予防法】

- ①外出の時はマスクを着用する
- ②外出後は手洗いとうがいの習慣を
- ③部屋が乾燥しないよう適度な湿度を保つ
- ④規則正しい生活習慣（十分な栄養・休養・睡眠）
- ⑤流行時期は人混みへの外出を避ける

## 《重症化予防のため「予防接種」を受けましょう》

インフルエンザに対する抵抗力がつくまで、予防接種後2週間ほどかかり、効果が持続する期間は5か月間とされています。有効性を高めるため、インフルエンザ流行前の12月上旬までに接種しましょう。

## 【高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します】

- ◆ 対象者 大江町に住所がある方で下記①②のいずれかに該当する方  
①満65歳以上の方  
②満60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方
- ◆ 助成額 2,500円  
※接種費用から助成額を差し引いた額が個人負担額になります。  
※1人につき1シーズン1回の助成です。
- ◆ 実施期間 平成28年10月1日～平成29年1月31日
- ◆ 実施場所 寒河江市西村山郡内の医療機関（事前に医療機関に予約が必要です）  
※郡外の医療機関も可
- ◆ その他 上記対象者で生活保護世帯に属する方は、接種料金を補助する制度があります。予防接種の2週間ほど前までに印鑑を持参のうえ、健康福祉課で申請してください。

## 【子どもインフルエンザ予防接種費用を助成します】

- ◆ 対象者 大江町に住所を有する0歳～高校3年生相当の年齢の方（平成10年4月2日生まれ以降の方）
- ◆ 助成額 1回2,500円を上限に助成（13歳未満は2回目接種分まで対象）
- ◆ 実施期間 平成28年10月1日～平成29年3月31日まで
- ◆ 実施場所 寒河江市西村山郡内の医療機関  
※郡外の医療機関も可
- ◆ 助成方法 ①医療機関の窓口で直接助成を受ける  
医療機関窓口でワクチン接種料金から町の助成額2,500円を差し引いた額（個人負担額）を支払う。



※接種・助成が直接受けられる郡内の指定医療機関につきましては、現在確認中ですので、追って広報等でお知らせします。

### ②町で償還払いの手続きをする

郡外や直接助成が受けられない郡内の医療機関で接種を受けた場合は、ワクチン接種料金を医療機関に支払った後、役場で償還払いの申請をすることにより、後日、申請者の口座に2,500円の町の助成額が振り込まれます。

※償還払いの場合は、平成29年3月10日（金）まで下記のものを持参の上で健康福祉課に申請してください。

【申請時に持参していただくもの】

- (1) インフルエンザ予防接種を受けたことがわかる領収書、接種済証、母子健康手帳など
- (2) 接種したお子さんの保護者名義の通帳
- (3) 印鑑

## 【定期予防接種はお済みですか？】

町で実施している定期予防接種のうち、①高齢者肺炎球菌、②麻しん風しん混合2期、③二種混合（ジフテリア・破傷風）、④日本脳炎2期は、接種時期・年齢が決まっており、4月中に対象者に通知を差し上げています。接種期間を年度内（平成29年3月31日まで）としている予防接種もありますので、再度ご確認いただき、ぜひ接種を受けられるようお願いします。

- ① 高齢者肺炎球菌 … 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方で未接種者
- ② 麻しん風しん混合2期 … 保育園等の年長児
- ③ 二種混合 … 小学校6年生
- ④ 日本脳炎2期 … ※平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ（現在小学校3年生相当）  
※接種期間は、9歳に達した時点から10歳に達するまでの期間となります。  
平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ（現在高校3年生相当）



お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係 ☎62-2114

# 【子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業をご利用ください】

- ◆対象者 大江町に住所を有する0歳～高校3年生相当年齢の方  
(平成10年4月2日生まれ以降の方)
- ◆助成額 1回2,500円を上限に助成(13歳未満は2回目接種分まで対象)
- ◆実施期間 平成28年10月1日～平成29年3月31日まで
- ◆実施場所 下記の医療機関(医療機関窓口で助成が受けられます)



	医療機関名	電話番号	医療機関への接種予約等		医療機関名	電話番号	医療機関への接種予約等
大江町	奥山医院	62-2265	必要(来院・電話)	寒河江市	あきば医院	86-4395	必要(電話)
	佐藤内科	62-3277	不要(接種対象者は3歳児以上)		あびこ耳鼻咽喉科クリニック	86-3026	必要(電話)
	白田医院	62-3155	不要(午後の来院は要電話連絡)		大原医院	86-8600	不要 接種は11月1日より実施
朝日町	安達医院	67-2226	必要(電話)、午前の受付は11:45まで		折居内科医院	86-0330	不要
	多田医院	67-2330	必要(電話)		国井医院	86-4811	必要(来院)、対象者は3歳児以上。12月28日まで
河北町	青木医院	72-3773	必要(来院)		国井クリニック	84-4103	必要(パソコン・スマートフォン、携帯電話等からの予約)
	浅野耳鼻咽喉科医院	72-3010	必要(来院、電話)		熊坂整形外科医院	86-3101	不要
	板坂医院	71-1200	必要(電話)、午後の受診は要電話連絡		小関内科胃腸科医院	86-5550	必要(電話)
	工藤内科医院	72-7221	不要、月～金は16:30まで、土は11:30まで		小松医院	86-2185	必要(電話)
	小林医院	71-1323	必要(電話)、中学生以下は月～金曜		さとうクリニック	83-3300	必要(電話)
	齊藤医院	72-2168	必要(電話)、接種対象者は小学生以上		中正堂高橋医院	87-1001	不要
	西里斎藤医院	73-3810	不要		武田婦人科・内科医院	86-2641	必要(電話)
	つかさ内科医院	84-7300	不要		田村内科・消化器科クリニック	85-8700	必要(来院・電話)
	細谷医院	72-3032	必要(電話)		土田内科医院	86-8282	不要
	矢口泌尿器科内科クリニック	73-3111	必要(電話)、接種は午後から		にとう小児科医院	84-5311	必要(来院・電話)、12:00～15:30は電話予約不可
	谷地整形外科クリニック	71-1321	必要(電話)、接種対象者は小学生以上		平野医院	84-5500	必要(電話)、接種対象者は中学生以上
	和田医院	72-2048	不要		山崎医院	86-0005	不要 接種は11月1日より実施
	小原医院	72-7811	必要(電話)		横山耳鼻咽喉科医院	86-6188	必要(来院)、11/5、12、15、26の4回限り
	県立河北病院	73-3131	高校生(内科)は予約不要。中学生以下(小児科)は、毎週月・火・木曜の14:30からで、1週間前までに要予約(電話)	渡辺外科胃腸科医院	86-6408	必要(来院・電話)	
				南さがえ病院	85-6611	必要(電話)、接種対象者は小学生以上	

**注意事項**

- ①予約・接種は診療日、時間内をお願いします。診療時間、その他不明な点については各医療機関へお問い合わせください。
- ②予診票は医療機関にあります。事前に予診票の記入が必要な場合は、健康福祉課にご連絡ください。

上記の医療機関以外で予防接種をした場合は、接種料金を医療機関に支払った後、下記のものを持参し、平成29年3月10日(金)まで健康福祉課に申請してください。申請に基づき償還払いいたします。

【申請時に持参していただくもの】

- ①インフルエンザ予防接種を受けたことがわかる領収書、接種済証、母子健康手帳など
- ②接種したお子さんの保護者名義の通帳
- ③印鑑

**お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係 ☎62-2114**